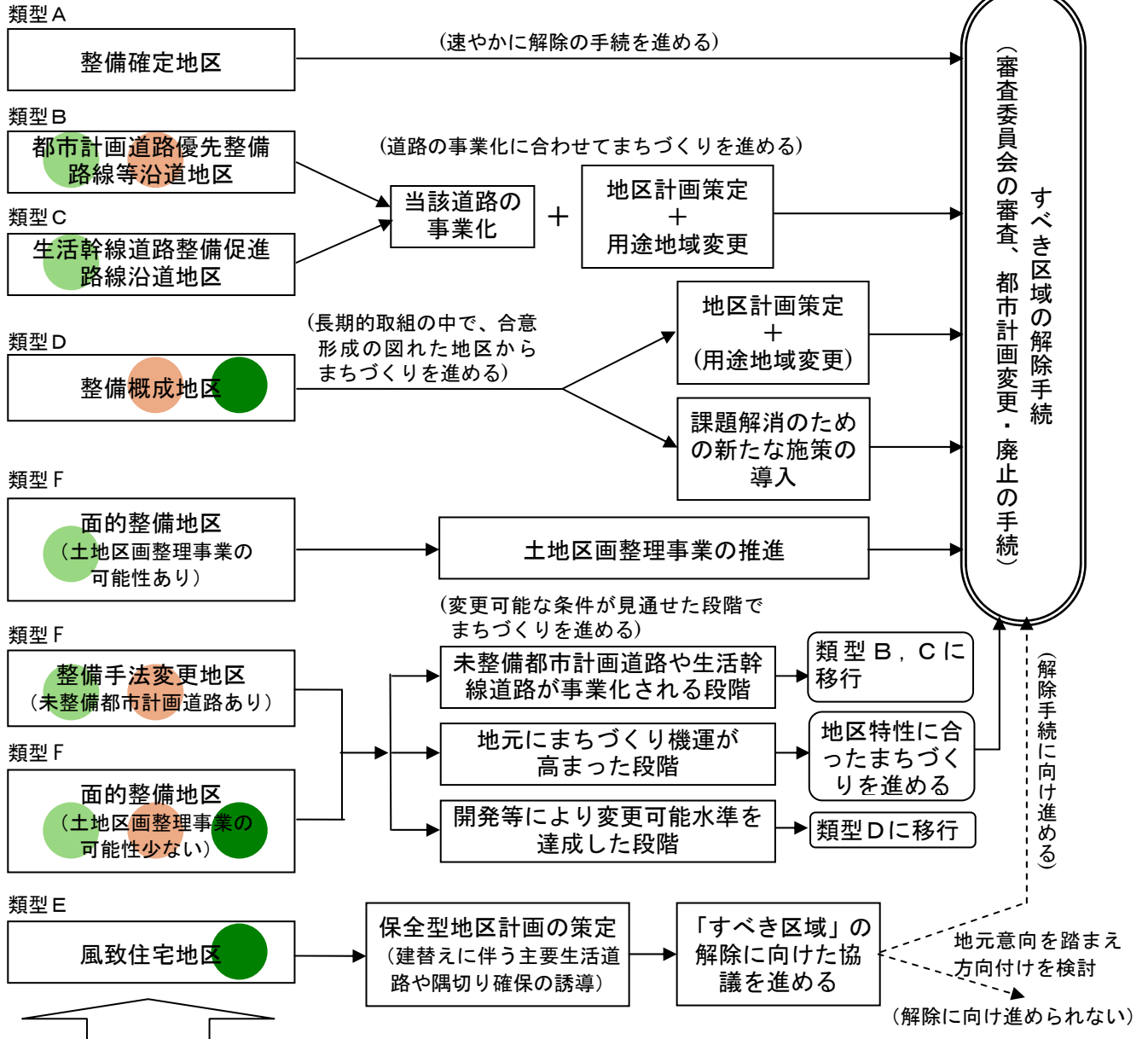


#### 4 「すべき区域」の解除に向けた手順の流れ

地区の状況に応じてまちづくりを進め、以下のような手順ですべき区域の解除手続きを行っていきます。

##### <基本類型の流れ>



##### <付加類型の留意点>

- 農地集積地区(類型イ)、密集住宅集積地区(類型ロ)、大規模都市公園計画区域(類型ハ)は、上記の各地区(基本類型B～F)に重複する地区であり、つぎのような点に配慮しつつ該当する各地区の流れに沿って進めていきます。
  - 農地集積地区(類型イ) : 農地を基本的に保全するまたは一定程度活用するなど、その取扱い方向が明確になった時点で、「すべき区域」の取扱いを検討する。
  - 密集住宅集積地区(類型ロ) : 地区の特性に合わせ、事業が導入された時点で「すべき区域」の解除に向けた手続を進める。
  - 大規模都市公園計画区域(類型ハ) : 「すべき区域」の解除手続に際して、公園の整備見通し等について関係部局との調整を行う。